

石川県公報

平成27年6月23日
第12810号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正(出納室)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の 出 (同)	1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止 (同)	2	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	4
		人事委員会	
		○石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規 則	4

告 示

石川県告示第300号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年6月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ながた内科クリニック	能美市寺井町口80番地1	平成27年5月1日

石川県告示第301号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年6月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ながた内科クリニック	能美市寺井町口80番地1	平成27年5月1日

石川県告示第302号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成27年6月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
太郎田医院	白山市美川和波町カ133番地1号	平成27年3月30日
ながた内科クリニック	能美市寺井町口80番1	平成27年4月30日
医療法人社団 今井医院	鹿島郡中能登町高島サ22-1	〃

石川県告示第303号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成27年6月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
太郎田医院	白山市美川和波町カ133番地1号	平成27年3月30日
ながた内科クリニック	能美市寺井町口80番1	平成27年4月30日
医療法人社団 今井医院	鹿島郡中能登町高島サ22-1	〃

石川県告示第304号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成27年6月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市鳳至町石浦町20番地 沖崎 新吉

輪島市鳳至町鳳至丁155番地1 中村 勝成

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、かご及び刺網等を使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年5月21日

2 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市海士町天地62番地 大角 司

輪島市鳳至町下町59番地 坂口 光成

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、主に刺網を使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年5月21日

3 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市新橋通7字89番地1 池澄 武夫

輪島市平成町22番地 中野 豊

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、
⑰に掲げる漁業以外の漁業で主として刺網を使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年5月21日

石川県告示第305号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年6月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表10の項中「西 清人」を「平野 恒男」に改め、同表15の項中「角間 俊夫」を「直江 茂行」に改める。

2の輪島市の表2の項中「浅野 吉敬」を「高元 政広」に、「輪島市輪島崎町」を「輪島市町野町」に改め、同表3の項中「木村 正明」を「松本 仁」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成27年6月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)コストコホールセール野々市倉庫店

野々市市柳町土地区画整理事業施行地区1街区1、2-1、2-2番

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成27年2月13日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 店舗駐車場の混雑によって、周辺道路が渋滞しないように配慮し、安全対策について万全を期すること。

イ 周辺道路に渋滞等の影響があると想定される場合は、各出入口及び周辺交差点での入店制限や誘導を行うこと。

ウ 退店者が東側出口より左折しないこと、及び南側入口への来店経路を会員に十分周知すること等の交通誘導案内を徹底し、当市柳町、白山市番匠町、田中町及び乾町地内の生活道路(通学路を含む。)への流入防止に努めること。

エ 「業務用出入口」を使用する従業員等に対して、上記の生活道路(通学路においては通学時間帯)の通行を極力避けるよう指導すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

環境基準を遵守し、苦情発生時には、適正、迅速な対応を図り、解決に努めること。

(3) 廃棄物に係る事項等

事業系廃棄物は減量・再資源化を心がけ、法令に基づき適正に処理すること。

4 居住者等の意見の概要

意見の概要

- (1) 本店舗敷地より東側の道路(柳町、番匠町、乾町、田中町地内)はいずれも、この地区の生活道路かつ通学路であるため、来店車両が絶対に通行しないよう措置すること。
- (2) 本店舗敷地より東側の道路を来店車両が通行する可能性を排除するため、幹線道路に面した西側入口、西側出口をいかに効果的に利用するかを考えるべきであり、南側入口、東側出口はいらない。

届出書には周辺交通に著しく影響をきたす場合は、必要に応じて西側入口、西側出口を閉鎖するとあるが、当該入口、出口を閉鎖するということは、南側入口、東側出口を利用させるということであり、本店舗敷地より東側の道路を来店車両が通行することにつながる。これは周辺の生活者に多大な影響を及ぼし、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)二-1-(1)-⑥-イ「駐車場への経路が住宅地の生活道路や沿道に療養施設、社会福祉施設等が設置されている道路等静穏が要求されるような道路や歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路や狭隘な道路を回避するようにすること。」の趣旨に反するため、西側入口、西側出口の利用を主とした誘導をすべきであり、南側入口、東側出口をなくすこと。

- (3) 届出書添付図面では生活道路への流入抑制看板は、必要に応じて設置を検討とあるが、来店車両の生活道路への流入の可能性を限りなく排除するため、抑制看板は必ず設置すべきである。

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年6月23日から同年7月23日まで

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成27年6月24日から同年7月23日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成27年6月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
日置東部地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	珠洲市役所

人 事 委 員 会

石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月二十二日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十四号

石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員等の旅費に関する規則(昭和三十年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
第十三条第二号及び第四号並びに第十四条中「ゲルジア」を「ジョージア」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

